

令和2年4月30日

保護者の皆様へ

認定こども園下鴨夢

京 都 市

## 新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急の取組について（4月28日現在）

平素より、本市の児童福祉行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大の懸念が続く中で、一層の感染拡大防止を図る緊急的な取組として、令和2年4月17日から保育園等の受入条件の厳格化を図ったところです。その後、この方針に基づき、多くの保護者の皆様に御協力をいただいていた結果、園児の登園率は大幅に低下し、保育施設における感染拡大の防止に大きくつながっているものと考えております。

一方で、国における緊急事態宣言の期間延長の判断時期は未定である中、本市における感染者も依然として発生している状況や子どもの安心・安全を第一に考えた場合、引き続き感染拡大防止の徹底を図る必要があると判断し、現在の取組について下記のとおり期間を延長することといたしましたので、御理解・御協力をいただきますようお願いします。

記

### 1 当面の間における保育の取扱いについて

#### (1) 保育の対象世帯 **継続**

原則として、全ての保護者が①②のいずれかに該当する世帯を対象に、開所します。

① 就労のため、職場への出勤が必要な場合

② 福祉的配慮（障害、出産、介護、その他の配慮の必要な事項）の必要な場合

#### (2) 自宅での保育の依頼 **継続**

在宅勤務等、上記①②に該当しない世帯は、家庭で保育いただくようお願いします。

なお、上記①②に該当する場合であっても、園児はもとより、御家族の中で風邪の症状（発熱、咳、鼻水、下痢など）等が見られる方がいる場合は、感染拡大防止の観点から、登園を控えてください。

#### (3) 上記の適用時期 **変更あり**

4月17日（金）から5月31日（日）まで

#### (4) その他 **継続**

登園を控えていただいた場合でも、子どもの相談等については、さまざまな相談窓口（別紙1参照）で受け付けていますので、是非、御利用ください。

なお、6月1日以降の取扱いについては、改めてお伝えします。

### 2 子育て支援施設の対応一覧 **変更あり**

別紙2のとおり

### 3 利用者負担額（保育料）の取扱い **変更あり**

新型コロナウイルス感染症対策に関連して、保育園等の登園を自粛した児童については、登園を自粛した日に応じて、日割り計算を行い、保育料を減額する取扱いを行うこと